

## 令和8年度広報おうしゅう広告枠の売却に係る仕様書

### 1 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 2 対象物

奥州市が発行する広報おうしゅう令和8年5月号から令和9年4月号までの全12回

### 3 対象物の仕様

- (1) 規 格 A4判24ページ（ページ数の変更が生じることがある）
- (2) 印刷方法 フルカラー印刷
- (3) 発行回数 1回／月
- (4) 発行部数 46,200部（多少の変更が生じることがある）
- (5) 発 行 日 毎月第4木曜日（諸事情により前後する場合があります）

### 4 広告枠規格等

- (1) 規 格 1ページ5段組みの最下段で、縦約4.5cm×横約18.0cm（分割可、フルカラー、以下この区画の単位を「コマ」という）
- (2) コマ数 対象広報の最終ページから、さかのぼって7ページ目までの全7コマ（裏表紙及びインフォメーション6ページへの掲載）

### 5 広告掲載基準

奥州市企業広告取扱要綱第3条の規定に適合するもの

### 6 広告の募集

広告取扱業者は、毎月7コマの広告掲載希望者を、責任をもって募らなければならない。ただし、広告掲載希望者が6コマであった場合には、1コマを広告募集の枠又は受注者の広告とすることができる。

広告主は、市内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。ただし、広告掲載枠に余裕があるときは、市内に本店、支店又は営業所等を有しない場合でも、県内に本店、支店又は営業所等を有するものであれば広告を掲載することができる。

新たに広告の掲載を希望する事業者は、企業広告掲載申請書（様式第1号）及び市税の納付状況調査同意書（様式第2号）を市長あてに提出すること。ただし、広告枠掲載希望者に市税等の滞納がある場合は、その広告を掲載しないものとする。

## 7 広告案の提出

市と契約を締結した広告取扱業者は、広告掲載を希望する広報の発行日（別に定める日。以下同じ。）の3週間前（5月号、1月号は4週間前）までに市長に対し掲載広告案を提出し、奥州市企業広告取扱要綱第5条の規定に基づく審査を求めること。

提出を受けた広告の原案を奥州市企業広告審査委員会が審査し、市長が広告掲載の可否を決定するほか、広告の表現や色彩等の変更を求める場合がある。

## 8 確定原稿の提出

- (1) データ形式      E P S形式又はT I F Fを電子データ化したもの
- (2) 提出方法        電子メール、CD又はDVD
- (3) 提出期限        毎月の広報発行の10日前

## 9 売買代金の納入

市は、売買代金を4回に分け、それぞれ6月、9月、12月、3月に広告取扱業者に対して請求するものとする。広告取扱業者は、納付書を受理した日から30日以内に納入するものとする。

## 10 その他

- (1) 広告に対する問い合わせ等への対応のため、広告を掲載した広報各号には、広告を掲載したいずれか1ページの余白に、「広告に関する問い合わせは、（指定広告取扱業者名及び電話番号）まで」を市において記載する。
- (2) 令和9年1月号の裏表紙で未就学児の笑顔特集を予定しているため、当該月の掲載内容に配慮すること。
- (3) 掲載した広告に対する苦情は、指定広告取扱業者の責任で対応すること。
- (4) 掲載する広告枠は印刷物のみとする。